

令和2年4月21日

保護者 様

喜多方市立塩川小学校長 湯田 眞佐利

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉休業について（依頼）

内閣総理大臣の緊急事態宣言を受け、本市教育委員会より下記の対応を指示いただきました。

つきましては、子ども達の安全安心を最優先とした対応ですので、ご理解の上よろしくお願ひします。

記

1 臨時休業措置

令和2年4月23日（木）より令和2年5月6日（水）まで臨時休業となります。

2 臨時休業中の過ごし方

(1) 学習について

- 家庭学習の仕方の指導やプリント学習等の準備を行い、自宅での学習が進められるように指導します。
- 長期休業日と同様に、8時～10時は、学習の時間とします。

(2) 生活について

- 休業中は、自宅で過ごすことを基本として、感染リスク（3密）をさける行動を徹底してください。
- 基本的な生活習慣が乱れないよう留意してください。
※ 詳しくは学校からのお便り「新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業中の過ごし方（保護者の皆様へ）」をご覧ください。

3 学校での児童の受け入れについて

※ 休業期間において、保護者が休めない場合など児童の受け入れ先がない者（小学1～4年児童及び特別支援学級児童）については、事前に希望を募り、児童クラブと連携しながら、学校施設又は児童クラブにおいて受け入れを行います。詳しくは別紙をご参照の上、希望がある場合のみ「臨時休業期間における預かり希望書」を明日22日（水）まで提出ください。

3 その他

- 5月7日（木）に学校を再開する予定ではありますが、5月7日（木）・8日（金）については、弁当持参とし給食は行いません。
- 学校の閉庁はありませんので、不明な点は、学校にご連絡ください。
- 市教育委員会は、感染の状況を注視し、国からの最新情報や関係機関との協議を踏まえ、変更もあり得るとしてあります。その際は、安全安心メールやホームページ等でお知らせします。

（事務担当 教頭 岩橋 健紀 TEL27-2049）